

(情報の公開・提供)

第1条 町が保有する情報は、町民共有の財産であることから、町は、別に条例で定めるところにより、情報を公開して町民の知る権利を保障しなければなりません。

2 町民が町政を理解し、まちづくりに参画・協働出来るよう、町は、町政に関する情報を、速やかにかつ分かりやすく提供しなければなりません。

(情報共有の推進)

第2条 町は、具体的な施策・制度により情報共有を推進しなければなりません。

(説明責任)

第3条 町は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

(注) 下記の第4, 5条は、「町政運営」の章に区分される可能性あり

(応答責任)

第4条 町は、町民から要望、意見、苦情等の申立てがあった時は、迅速かつ誠実に応答し、その対応記録を作成しなければなりません。

(情報の収集・管理)

第5条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければなりません。

2 町は、その保有する情報を、速やかに提供出来るよう、統一された基準により整理し、適正に管理・保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第6条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護について必要な措置を講じなければなりません。

(選挙)

第7条 町長及び町議会議員の立候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考えを公約として住民に示さなければなりません。